○○立○○○学校

いじめ問題解決のための「地域プログラム」配布資料

**共に手を取り合おう**

**－いじめを生まない環境づくり－**

いじめとは　【いじめ防止対策推進法　第２条】

　児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

**「いじめ」に対する、学校の基本的な考え方や姿勢について、学校いじめ防止基本方針を基に記入する。**

○○立○○○学校 いじめ防止基本方針

〔学校の基本的な考え方〕

**（例）　「いじめは、どのような社会にあっても許されない人権侵害である」**という考えの下、**いかなる理由があってもいじめを許さないという姿勢**で指導にあたる。

**いじめはすべての学校に起こり得る問題**であることを踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応にあたり、教員の感性を高め、**家庭・地域と連携しながらいじめ根絶を目指す**。

**いじめの未然防止の取組として、どのようなことを行っているかについて具体的に紹介する。いじめの早期発見・早期対応も同じように示す。**

いじめの未然防止

（例）　全ての生徒が安心・安全に学校生活が送ることができるように、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていきます。

生徒に対して

**・全ての生徒が参加・活躍できる授業づくり**

**・「いじめに関する授業」を各学期１回ずつ実施**

**・いじめのない学校生活を主体的につくろうと考え、行動する土壌づくり**

教員として

**・授業改善のための授業の相互参観**

**・教師の不適切な言動や態度がいじめを助長したりすることへの理解**

学校として

**・小中学校間の連携の充実、積極的な情報連携**

**・いじめの兆候に対する、速やかな情報共有**

**・保護者会や学校便り等を通じた、保護者・地域の意識啓発**

いじめの早期発見・早期対応

（例）　いじめの早期発見に向けて、組織的に「学校いじめ対策委員会」を核として対応していきます。

**・年間３回のいじめの実態把握のための調査及び個別面談を実施**

**・生徒の「気になる変化」、「気になる行為」について職員全員が共有**

**・スクールカウンセラーによる新入生一斉面談の実施**

**「いじめ総合対策【第２次・一部改定】」下巻に示した図である。**

**このような図を活用し、どのような流れで解決を図るかについて、共通理解を図る。**

